

住宅用家屋証明書の発行について（建売住宅）

1. 対象家屋の要件

- ◎取得後1年以内であること。
- ◎取得した者が居住すること。
- ◎登記床面積が50㎡以上であること。
- ◎併用住宅の場合、90%以上が居宅であること。
- ◎建築後、使用されたことがないこと。
- ◎区分所有建物の場合、建築基準法上の耐火（準耐火）建築物であること。
（木造・軽量鉄骨の区分所有建物については、確認申請書等により、耐火（準耐火）建築物であることの確認が必要です。）

2. 必要書類

- ◎建築確認済証または検査済証
 - ◎登記事項を確認できる書類（以下のいずれか）
 - ・登記完了証（書面申請）及び登記所での受理の記録のある登記申請書
 - ・登記完了証（電子申請）
 - ・登記事項証明書（インターネットで取得した登記情報の場合は、照会番号・発行年月日が記載されたもの※原則、発行から100日以内のもの）
 - ◎売買契約書の写しまたは譲渡証明書もしくは登記原因証明情報
 - ◎家屋未使用証明書
 - ◎住民票の写し
 - ◎取得した家屋に居住する旨の申立書及びそれを証明する書類の写し（入居済の場合を除く）
- ※認定長期優良住宅または認定低炭素住宅の場合は、認定通知書及び認定申請書の写し